

## 患者等搬送事業

患者等搬送事業とは、救急車を呼ぶほどでもないが、自力で病院へ行けない場合や車椅子等に乗ったまま病院等へ行きたい場合に、目的地までの送迎に利用することができる民間事業者が提供するサービス（有料）です。

相楽中部消防組合消防本部では、一定の要件を満たした民間事業者を、患者等搬送事業者として認定しています。

搬送用自動車には、応急手当等に必要な資器材が積載され、応急手当や搬送方法について必要な講習を修了した乗務員が乗車しており、安心、安全に利用いただくことができます。

乗務員資格・定期講習及び、患者等搬送事業認定を受けようとする方は、消防本部警防課救急係にご相談ください。



患者等搬送用自動車の後部には、上記のマークが貼付されています。

## 相楽中部消防組合消防本部認定患者等搬送事業者

認定番号	事業者名	所在地	認定年月日	乗務員数	認定車両台数	その他
1	(コネクトハーツ) Connect Hearts	木津川市城山台 七丁目 16-10	令和2年 5月20日	2名	1台	TEL・FAX 0774-29-8428

※サービス内容や料金等は事業者にご直接お問い合わせください。